

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和8年10月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 クスリのアオキ東原町店

所在地 柏崎市東原町17番2号

設置者 株式会社クスリのアオキ

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

・株式会社クスリのアオキ

（変更前）午前10時00分から午後12時00分

（変更後）午前9時00分から午後12時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時30分から翌午前0時30分

（変更後）午前8時30分から翌午前0時30分

3 変更年月日

令和8年9月11日

4 変更の理由

株式会社クスリのアオキによる株式会社スポットの吸収合併に伴い、施設の運営方法に変更が生じるため

5 届出年月日

令和8年9月9日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

令和8年10月2日から令和9年2月2日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援係

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp